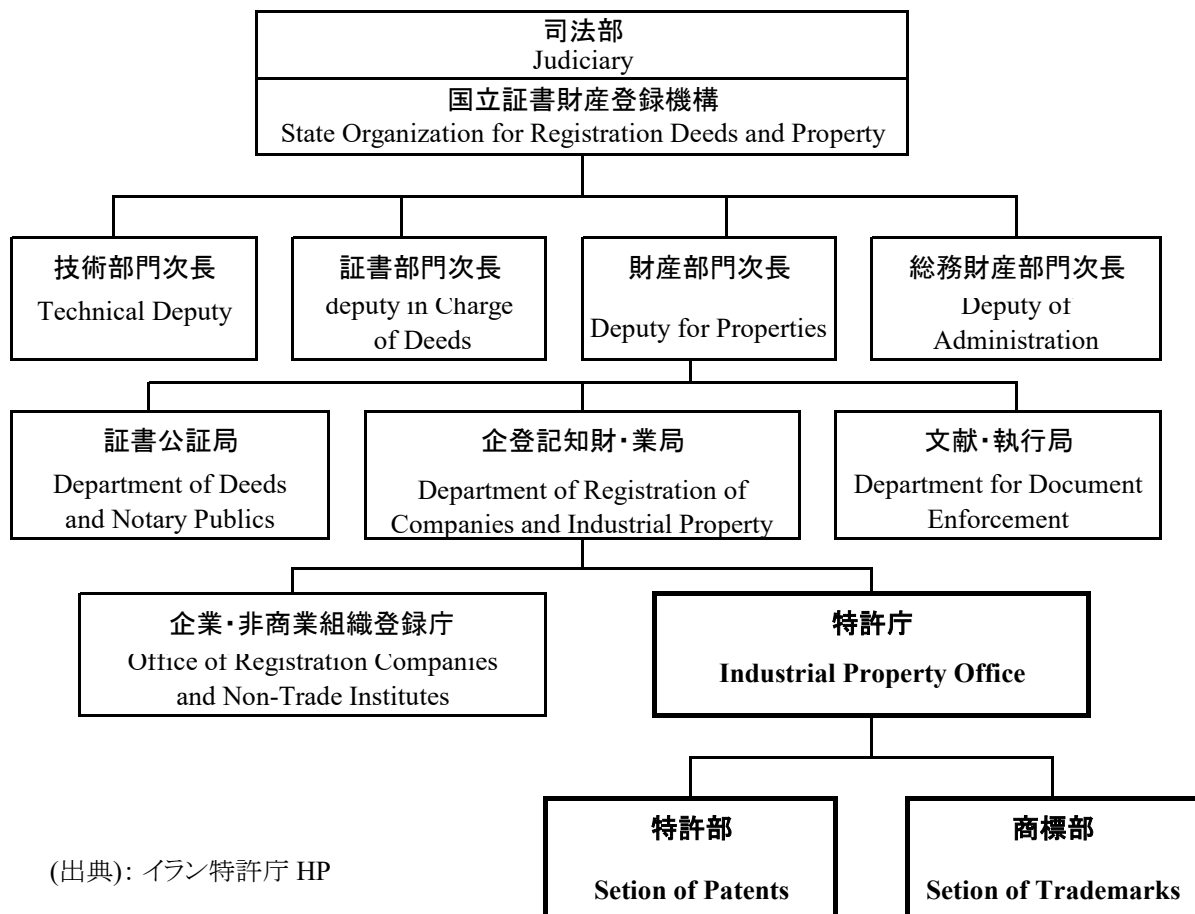


国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)				
名称	Intellectual Property Center of the Islamic Republic of Iran				
所在地	Emam Khomainsi Square, Khayam st. Shahid Fayaz Bakhsh st. Sazemane Sabte Asnad va Amlak. Building No. 3 Tehran, Iran				
連絡先	(電話) (98 21) 6671 2598		(FAX) (98 21) 6675 1799		
	(E-mail) ipo@ssaa.ir		(internet) http://iripo.ssaa.ir/		
組織の長	Director General, Registration Office for Companies and Industrial Property: Mr. Seyed Mohammad Ali Mirtaherii				
沿革	<p>(1) イランにおいては、1925年に「特許商標法」が制定されたが、この特許商標法は初歩的な規定しか定められていなかった。その後、1931年に「商標特許登録法」が法律第3194号により制定され、1931年7月20日に施行された。</p> <p>(2) この商標特許登録法の施行規則は、1958年に施行された。</p> <p>(3) この商標特許登録法並びにその施行規則は、今日のイランにおける特許権権及び商標権の保護の基礎となっている。</p> <p>(4) 2008年に新たな産業財産権法である「特許・工業意匠・商標登録法」が制定され、2008年5月5日から施行された。この新たな産業財産権法により意匠についても保護されることになった。</p>				
所管	特許、意匠、商標				
加盟条約	WIPO 2002/3/14	ベルヌ	ブリッセル	フィルム(登録)	マドリッド(原産地表示) 2004/6/18
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1959/12/16	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(美演及びレコード)
	ブダペスト	ヘーグ ロンドンアクト		ジュネーブアクト	リスボン 2006/3/9
	マドリッド(標章) 2003/12/25	マドプロ 2003/12/25	PCT 2013/10/4	ロカルノ 2018/7/12	ニース 2018/7/12
	ストラスブール	ウィーン	WTO		

国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)					
統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	16,259	12,823	12,147	12,030
		(内 外国出願)	995	915	578	634
		(内 日本から)	42	40	40	33
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	17,978	14,774	17,622	14,984
		(内 外国出願)	160	164	133	88
		(内 日本から)	7	8	5	3
	商標	全数(*)	109,685	111,735	129,797	150,580
		(内 外国出願)	12,449	9,782	5,076	7,135
		(内 日本から)	363	243	70	182
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	4,151	3,367	2,769	3,660
		(内 外国出願)	483	374	285	366
		(内 日本から)	32	22	9	18
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数	5,687	5,520	6,023	4,454
		(内 外国出願)	82	79	76	28
		(内 日本から)	5	8		1
	商標	全数(*)	33,890	34,224	33,610	36,371
(内 外国出願)		6,981	5,662	4,543	3,539	
(内 日本から)		210	175	149	102	
(出典): WIPO IP Statistics						

組 織

〈組織図〉 特許庁は、State Organization for Registration Deeds and Property, Juridiciary (司法部・国立証書財産登録機構) の Department of Registration of Companies and Industrial Property (企業登記・知財局) の下部組織である。



①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)		
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008年5月5日施行(2008年特許・工業意匠・商標法改正法) (施行規則は未施行)	
	③地理的効力の範囲	イラン国内のみ。 (特許・意匠・商標登録法第15条)	
	④他国制度との関連	無。	
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許・意匠・商標登録法第5条)	
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。イラン国外の出願人は、イラン国内に居住し、実務を行なう法的代理人を選任しなければならない。 (特許・意匠・商標登録法第51条)	
	⑦出願言語	ペルシャ語。 (特許・意匠・商標登録法第6条)	
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。 (特許・意匠・商標登録法第16条)	
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許・意匠・商標登録法第4条)	
	⑩グレースピリオド*	有。出願日又は優先日前の公然開示から6月。 (特許・意匠・商標登録法第4条)	
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学理論、数学的方法及び幻術作品 (2) 計画、ビジネスの規則又は方法、精神的又は社会的行動の実施 (3) 人又は動物の病気の治療又は診断方法 (4) 遺伝資源又はこれを構成する遺伝要素並びに遺伝資源を生産する生物学的工程 (5) 産業及び技術において既に予期されていたもの (6) 商業的利用がイスラム法又は公序良俗に反するもの (特許・意匠・商標登録法第4条)	
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。(方式要件のみ審査される) (特許・意匠・商標登録法第13条)	
	⑬審査請求制度の有無	無。 (特許・意匠・商標登録法第13条)	
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (特許・意匠・商標登録法第13条)	
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、特許出願は特許が付与された後、公報により公告(公開)される。	
	⑯異議申立制度の有無	無。	
	⑰無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴する。(特許・意匠・商標登録法第18条))	
	⑱実施義務		
	⑲費用 単価 IRR (イラン・リアル)	[出願から登録までに掛かる費用]	
出願料		<企業> 220 US\$	<個人> 80 US\$
審査料		<企業> 130 US\$	<個人> 70 US\$
登録料		<企業> 150 US\$	<個人> 80 US\$
印刷料		<企業> 80 US\$	<個人> 80 US\$
[特許権維持に掛かる費用]			
年金		<企業>	<個人>
1年次		270 US\$	80 US\$
2-5年次		220 US\$ (各年につき)	100 US\$ (各年につき)
6-10年次		400 US\$ (各年につき)	150 US\$ (各年につき)
11-15年次	570 US\$ (各年につき)	160 US\$ (各年につき)	
16-20年次	670 US\$ (各年につき)	180 US\$ (各年につき)	

①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)	
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)													
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008年5月5日施行(2008年特許・工業意匠・商標法改正法) (施行規則は2009年3月10日に公示された)												
	③地理的効力の範囲	イラン国内のみ。 (特許・意匠・商標登録法第23条、同第28条)												
	④他国制度との関係	無。												
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許・意匠・商標登録法第23条)												
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。イラン国外の出願人は、イラン国内に居住し、実務を行なう法的代理人を選任しなければならない。 (特許・意匠・商標登録法第51条)												
	⑦出願言語	ペルシヤ語。												
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回更新することができる。 (特許・意匠・商標登録法第28条d)												
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許・意匠・商標登録法第21条)												
	⑩グレースピリオド	有。出願日又は優先日前の公然開示から6月。 (特許・意匠・商標登録法第21条)												
	⑪不登録対象	商業的利用がイスラム法又は公序良俗に反するもの (特許・意匠・商標登録法第21条)												
	⑫実体審査の有無	無。(方式要件のみ審査される) (特許・意匠・商標登録法第27条)												
	⑬審査請求制度の有無	無。審査は、方式審査及び不登録事由につきのみ行なわれ、新規性等の実体要件については行なわれない。(特許・意匠・商標登録法第27条)												
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。												
	⑮部分意匠制度の有無	無。												
	⑯関連意匠制度の有無	無。												
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。												
	⑱出願公開制度の有無	無。(出願公開制度はないが、特許出願は特許が付与された後、公報により公告(公開)される。(特許・意匠・商標登録法第 条))												
	⑲秘密意匠制度の有無	有。登録後の工業意匠の公告を、出願日又は優先日から12月を超えない期間、延期することができる。(特許・意匠・商標登録法第25条)												
	⑳異議申立制度の有無	無。 (特許・意匠・商標登録法第14条)												
	㉑無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(特許・意匠・商標登録法第29条))												
	㉒登録表示義務	無												
	㉓費用 単価 IRR (イラン・リアル)	[出願から登録までに掛かる費用]												
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><企業></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><個人></td> </tr> <tr> <td>出願料</td> <td style="text-align: center;">150 US\$</td> <td style="text-align: center;">95 US\$</td> </tr> <tr> <td>登録料</td> <td style="text-align: center;">300 US\$</td> <td style="text-align: center;">150 US\$</td> </tr> <tr> <td>印刷料</td> <td style="text-align: center;">80 US\$</td> <td style="text-align: center;">80 US\$</td> </tr> </table>		<企業>	<個人>	出願料	150 US\$	95 US\$	登録料	300 US\$	150 US\$	印刷料	80 US\$	80 US\$
	<企業>	<個人>												
出願料	150 US\$	95 US\$												
登録料	300 US\$	150 US\$												
印刷料	80 US\$	80 US\$												
		[特許権維持に掛かる費用]												
		<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><企業></td> <td style="width: 30%; text-align: center;"><個人></td> </tr> <tr> <td>第2回目5年間の更新料</td> <td style="text-align: center;">420 US\$</td> <td style="text-align: center;">220 US\$</td> </tr> <tr> <td>第3回目5年間の更新料</td> <td style="text-align: center;">320 US\$</td> <td style="text-align: center;">165 US\$</td> </tr> </table>		<企業>	<個人>	第2回目5年間の更新料	420 US\$	220 US\$	第3回目5年間の更新料	320 US\$	165 US\$			
	<企業>	<個人>												
第2回目5年間の更新料	420 US\$	220 US\$												
第3回目5年間の更新料	320 US\$	165 US\$												
	㉔料金減免措置の有無	無。												

①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年5月5日施行(2008年特許・工業意匠・商標法改正法) (施行規則は2009年3月10日に公示された)
	③地理的効力の範囲	イラン国内のみ。 (特許・意匠・商標登録法第40条a)
	④他国制度との関連	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービス、団体商標、証明商標、商号
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章を使用しようとする者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (特許・意匠・商標登録法第32条a)
	⑨本国登録要件	有。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。イラン国外の出願人は、イラン国内に居住し、実務を行なう法的代理人を選任しなければならない。 (特許・意匠・商標登録法第51条)
	⑪出願言語	ペルシャ語。
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (特許・意匠・商標登録法第40条d)
	⑬「クレスピリオド」	無。
	⑭不登録対象	(1) 他企業に属する商品又はサービスから識別することができない標章。 (2) イスラム法又は公序良俗に反するは場合。 (3) 対象となる商品又はサービスの原産地、又はその性質もしくは特徴について公衆又は市場を誤解させる恐れがある標章。 (4) 何れかの国又は国際機関のものであるか、それらによって採用された紋章、旗その他の記章、旗そに他の記章、名称もしくは名称の短縮形もしくはイニシアル、公的標識又は印象と同一のものであるか模倣したものであるか、要素として含むものである標章。 (5) 他企業の同一又は類似の商品又はサービスについてイランにおいて周知されている標識又は商号と同一であるか、混同する程度に類似しているか、翻訳である標章。 (6) 同一又は類似の標章が類似のものではないサービスについて登録されたか、周知のものとなった場合で、通常、当該標章の使用と周知標章の所有者の間に関連性があり、登録することによって当該周知標章の所有者の利益を害する恐れがある標章。 (7) 同一の商品もしくはサービス、又は関連性もしくは類似性によって欺瞞するか混同をもたらす可能性がある商品及びサービスについて、先の出願日又は優先権がある異なる所有者の名義で登録されている標章と同一である標章。 (特許・意匠・商標登録法第32条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。(周知商標の保護制度はないが、イランにおいて周知となっている標章と同一であるか、混同する程度に類似している標章の登録は認められない。(特許・意匠・商標登録法第32条e))
	⑰一出願多区分制度の有無	有
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。方式要件、識別性、先願/先登録の商標との類似性について審査が行なわれる。 (特許・意匠・商標登録法第36条、同第32条)
	⑲審査請求制度の有無	無。 (特許・意匠・商標登録法第36条、同第32条)
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。 (特許・意匠・商標登録法第36条、同第32条)

①国名	Islamic Republic of Iran (IR) (イラン・イスラム共和国)																					
②①出願公開制度の有無	無。(公開制度はないが、審査後、登録可能と判断された場合、出願の公告(公開)が認められる。(特許・意匠・商標登録法第36条))																					
②②異議申立制度の有無	有。出願の公告日から30日以内に異議申立を行なうことができる。出願は、出願公告日から仮保護が与えられる。 (特許・意匠・商標登録法第38条)																					
②③無効審判制度の有無	無。(無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。(特許・意匠・商標登録法第41条))																					
②④不使用取消制度の有無	有。ア年。当該標章の登録の日に始る日から、請求を提出する1月前までの間の最低3年間の期間にわたり、当該商標を使用していないときは、裁判所に当該商標の取消を請求することができる。(特許・意匠・商標登録法第41条)																					
②⑤商標分類	国際分類(ニース分類、第10版)を採用している。(ニース協定には未加盟)																					
②⑥図形要素の分類	無。																					
②⑦譲渡要件	無。商標は、営業の譲渡とは無関係に譲渡することができる。 (特許・意匠・商標登録法第48条)																					
②⑧費用 単位 IRR (イラン・リアル)	<p>[出願から登録までに掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="528 770 1493 837"> <tr> <td>出願料</td> <td><企業></td> <td>220 US\$(1分類につき)</td> <td># US\$(1超の各分類につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><個人></td> <td>150 US\$(1分類につき)</td> <td># US\$(1超の各分類につき)</td> </tr> </table> <p>[商標権維持に掛かる費用]</p> <table border="1" data-bbox="528 904 1493 994"> <tr> <td>存続期間更新料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td><企業></td> <td>500 US\$(1分類につき)</td> <td>120 US\$(1超の各分類につき)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><個人></td> <td>220 US\$(1分類につき)</td> <td>80 US\$(1超の各分類につき)</td> </tr> </table>		出願料	<企業>	220 US\$(1分類につき)	# US\$(1超の各分類につき)		<個人>	150 US\$(1分類につき)	# US\$(1超の各分類につき)	存続期間更新料					<企業>	500 US\$(1分類につき)	120 US\$(1超の各分類につき)		<個人>	220 US\$(1分類につき)	80 US\$(1超の各分類につき)
出願料	<企業>	220 US\$(1分類につき)	# US\$(1超の各分類につき)																			
	<個人>	150 US\$(1分類につき)	# US\$(1超の各分類につき)																			
存続期間更新料																						
	<企業>	500 US\$(1分類につき)	120 US\$(1超の各分類につき)																			
	<個人>	220 US\$(1分類につき)	80 US\$(1超の各分類につき)																			
②⑨料金減免措置の有無	有。個人の料金は、企業の料金の44～68%に減額されている。																					